

会社法制（企業統治等関係）部会資料6及び7に対する意見

平成29年9月6日
経済産業省 産業組織課

会社法制（企業統治等関係）部会資料6「社外取締役を置くことの義務付け等に関する論点の検討」及び部会資料7「その他の規律の見直しに関する論点の検討」に記載されている事項に関する意見は以下のとおり。

記

一. 部会資料6について

1. 「第1 社外取締役を置くことの義務付け」について

我が国企業の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るという観点からは、社外取締役の監督機能や助言機能が十分に発揮されることが重要である。したがって、平成26年会社法改正やコーポレートガバナンス・コードの策定等を経て、社外取締役の導入が大きく進展していることは評価すべきであり、引き続き、社外取締役の導入を促進していくことが重要と考えられる。

他方で、「上場企業等」の中には社外取締役を選任していない企業も少数ながら存在するところ、これらの企業も含めて、現段階で一律に社外取締役の選任を強制することの是非については、これらの企業が社外取締役を選任していない理由を精査しつつ、一律の義務付け以外の方法によることも含めて、丁寧に議論する必要があると考える。

2. 「第2 社外取締役の行為の業務執行該当性」について

上記のとおり、我が国企業の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るという観点からは、社外取締役の監督機能や助言機能が十分に発揮されることが重要である。したがって、仮に、会社法において、社外取締役の行為の業務執行該当性に関する規律を設けるのであれば、会社法第2条第15号イの趣旨である、監督機能を担う社外取締役の被監督者である業務執行者からの独立性が確保され得る範囲で、最大限、社外取締役がその期待される役割・機

能を果たすことが可能な内容とする必要がある。会社法上規律を設けることで、本来社外取締役期待される役割・機能についてまで業務執行該当性が肯定される懸念が生じ、かえって社外取締役の活動機会を制約する結果とならないよう、業務執行該当性が否定される行為の範囲として適切か、手続が妥当か（例えば、行為の都度、取締役会の決議等によって委託する場合に限定すべきか等）等について、慎重に検討する必要がある。

この点を踏まえると、社外取締役の行為の業務執行該当性に関する規律を設けることの是非については、慎重な検討が必要であり、柔軟な運用の余地を確保するため、立法によらず、現行法の解釈の問題として整理するという選択肢も十分に存すると考える。

3. 「第3 監査役設置会社における重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規律の見直し」について

経済社会のグローバル化や第4次産業革命の進展等により経営環境の変化のスピードが速まる中で、我が国企業がその競争力を高め、中長期的な成長を遂げる観点からは、経営陣に広く権限を委譲し、機動的に経営判断を行うことが可能なガバナンス体制を構築することの意義は認められる。

かかる体制を整備する方策の一つとして、監査役設置会社において、重要な業務執行の決定を取締役に委任することを認めることが考えられるが、そのために取締役の過半数が社外取締役であることを必ず要求すべきか等、その要件については、実務上利用価値のある制度となるかといった観点から、なお検討を要すると考えられる。

なお、本提案のように一定の社外取締役の選任を必要とする制度を利用する企業においては、社外取締役の数が増加する分、業務執行取締役の数が減少し、その結果、取締役ではない使用人が経営トップに就任するといった事態が生じやすくなることも指摘されているところ、善管注意義務など会社法上の規律の及ばない非取締役について、例えば、監査役設置会社においても、取締役会の決議によって業務執行を担う役員として執行役あるいは執行役員を選任できることとし、会社法上の規律の対象とするともに、当該業務執行役員を株式会社の代表者として選定できることとする等（参考資料4の1（1）参照）、何らかの立法的な手当を講じる必要がないかについて、併せて検討する余地もあるように思われる。

二. 部会資料7について

1. 「第1 責任追及等の訴えに関する規律の見直し」の「2 株主による責任追

及等の訴えの提起の制限」について

「株主による責任追及等の訴えの中には株式会社の利益に反すると評価すべきものがあることから、株主による責任追及等の訴えの提起に新たな制限を設けることを検討すべき」という問題提起には基本的に賛同し得る。

かかる問題提起を受けて、例えば、会社法成立後の大きな状況の変化として、社外取締役の導入が大幅に進展していること等を踏まえて、株主共同の利益を代弁する立場にある社外取締役等の判断を一定の範囲で裁判所が尊重するような仕組みを設けることも含めて、前向きな議論がなされることが期待される。

2. 「第3 他の会社の株式等の取得と引換えにする株式の交付」について

経済社会が急速に変化する中で、我が国企業が中長期的に企業価値を向上させるためには、機動的な事業再編等により事業ポートフォリオの組替え等を円滑に行うことのできる制度が整備されていることが重要である。

株式を対価とする買収取引には、外国会社の買収やいわゆる部分買収のほか、大規模な買収や、新興企業等の手元資金に余裕のない企業等による買収が促進されるという利点が認められており、欧米においては広く活用されている手法である。しかしながら、我が国においては、会社法上の規制や譲渡益課税の繰延が認められていないことが阻害要因となり、株式交換によることができない場合には、株式を対価とする買収取引はほとんど活用されていない状況にある。

こうした中、株式を対価とする買収取引に係る譲渡益課税の繰延措置については、既に経済産業省が平成30年度税制改正要望を行っているところであり、併せて、会社法上の規制の合理化が図られれば、事業再編の一つの手法として株式を対価とする買収取引の活用に向けて大きく道が拓かれることとなるため、前向きな検討が強く期待される。

また、議論にあたっては、例えば、実務上ニーズのある取引手法である、買収会社の親会社の株式を対価とする取引についても、同様に立法的な手当を必要がないか等、株式を対価とする買収取引の円滑化に資する方向での議論がなされることが期待される。

以上